

第6章 今後にむけて：松阪市景観推進事業スケジュール

本市における景観形成推進事業に関して、5年を以て今後のスケジュールを以下の表に示す。

	計画策定・条例づくり		計画の運用開始・市民啓発		事業推進	
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度～	
主な流れ 活動組織など (参考)三重県の流れ	◆景観マスタープランの策定 ◆景観条例の枠組みの検討	◆景観計画(景観法第8条)の策定 公聴会・パブコメの実施(法第9条) ◆景観条例案の策定	体制の整備 ◆景観行政窓口の開設と運営 ◆景観計画・景観条例の運用	◆景観計画区域における景観行政の推進		
	◆景観マスタープラン策定委員会の運営 ◆庁内検討委員会の運営	◆(仮称)松阪市景観計画策定委員会の運営 ◆庁内検討委員会の運営		◆(仮称)景観審議会・(仮称)デザイン会議等の運営 ◆(仮称)庁内連絡会議の運営		
	◆三重県景観計画の策定	◆三重県景観条例の検討 ◆三重県景観計画告示 ◆景観条例公布		◆三重県景観計画の運用開始		
景観マスタープラン 景観計画 景観推進事業に関する事項	◆景観マスタープランの策定 ◆景観計画の枠組みの検討 ・景観計画区域 ・良好な景観の形成に関する方針 ・景観条例の枠組みの検討等	◆景観マスタープランの公表 ◆景観計画の策定及び公表 ○必須項目の検討 ・景観計画区域 ・良好な景観の形成に関する方針 ・行為の制限に関する事項等 ○選択項目の検討 ・屋外広告物に関する行為の制限 ・景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観農業振興地域整備計画や自然公園法に関する検討	◆景観マスタープランの進行管理 ・届出制度の始動 ・景観地区の指定 ・景観重要建築物・景観重要樹木の指定等			・重点地区における景観推進事業の継続実施 ・大規模建築物等の届出制度運用 ・屋外広告物の規制誘導 ・その他独自の施策の検討 【例】 ・まち並み保全区域等の指定 →景観形成に貢献する施設・個人・団体への表彰制度 →景観形成団体活動の促進 ・景観アドバイザーの設置 など
	景観地区候補	松阪市における景観形成上重要な地区の抽出	景観形成重点地区(景観地区)の位置づけ(懇談会の開催等)	地区景観ガイドラインの作成 助成制度検討	景観まちづくり事業への展開 補助要綱等の整備	
	景観形成重点地区		景観形成重点地区の位置づけ	景観形成推進の枠組みの検討 ※松阪I.Cからのアクセス道沿い地区の優先的検討	景観行政始動にむけた準備 景観地区の位置づけ	
	検討地区		想定した将来目標をふまえ、市民や事業者と行政の協働による活動や景観形成推進の効果の検討等、景観形成の具体化の可能性を含めた検討			
	一般地区		基本方針に基づき、長期的な視点で景観形成を進めていく			
	推進計画		◆松阪市独自の景観形成推進 ・アクションプラン(推進計画)の作成	反映 アクションプランの確立(策定)及びアクションプログラムの実施 必要に応じた事業計画の作成	アクションプランの実施	